

令和2年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱

令和2年6月5日

内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

我が国は少子高齢化が急速に進行する中で、情報化、国際化、消費社会化等が進み、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている。

青少年の非行情勢については、令和元年の刑法犯少年の検挙人員は戦後最少を更新したものの、人口比では成人と比べ依然高い水準にあることから、引き続き非行防止活動に積極的に取り組まなければならない。

被害の現状については、スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を始めとする新たな機器・サービスが急速に普及し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中で、児童買春や児童ポルノを始めとするSNS利用に起因する被害児童数は、近年増加傾向となっており、子供の性被害は深刻な状況にある。

次代を担う青少年の育成は、国民全体に課せられた責務であり、国、地方公共団体、関係団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の非行・被害の防止のための取組を進めることが必要である。

このため、7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（以下「月間」という。）とし、青少年の非行・被害の防止について国民の理解を深めるとともに、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、SNS利用に係る子供の性被害等の防止を最重点課題としつつ、有害環境への適切な対応等における広報啓発活動などの取組を集中的に実施する。

なお、取組に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、まん延防止に努めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を行うこととする。

2 期間

令和2年7月1日（水）から同月31日（金）までの1か月間

3 実施体制

実施体制は、別紙のとおりとする。

4 最重点課題

S N S 利用に係る子供の性被害等の防止

S N S 利用に起因する児童買春，児童ポルノを始めとする被害児童数は，近年増加傾向にあるところ，令和元年の被害児童数は2千人を超えたほか，大阪府下においてS N S 利用に起因する小学生女児誘拐事件が発生するなど，児童の誘拐事件も多発している。このような被害の現状に鑑み，S N S 利用に起因する被害の防止等を大きな柱とする，「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（第4次）（平成30年7月27日子ども・若者育成支援推進本部決定）に定められた，子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援やフィルタリングの更なる利用促進を図るほか，児童の誘拐，児童買春，児童ポルノなどのS N S 利用に起因する事犯の取締りを強化するとともに，青少年や保護者等に対し，「ネットでしか知らない人と会わない」等，安心・安全なインターネットの適切な利用に関する教育・啓発などの取組を推進する。

合わせて，民間団体・事業者による青少年有害情報の自主的な削除，サイバーパトロール等の取組を支援する。

また，「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき，児童ポルノ被害等の未然防止，被害児童の保護・支援等のインターネット上の子供の性被害防止に向けた取組を推進する。

5 重点課題

（1）重点課題1 有害環境への適切な対応

「JKビジネス」等に係る被害を受けることがないように，学校や関係機関を通じて児童やその保護者を始めとする社会全体に対して，被害事例や相談窓口，被害に遭わないための対処法等について積極的な広報啓発を行うほか，風俗営業所，飲食店等に対し，青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう，関係法令の周知徹底を図るなど必要な働きかけを行う。

また，図書やDVD等の販売店・レンタル店等の事業者に対して，有害図書・ソフトの区分陳列，店員が容易に監視できる場所への配置，青少年へ販売・貸付け等しないこと等，各地方公共団体の青少年保護育成条例に基づく対策の徹底を指導するとともに，その状況の調査・点検を実施するほか，インターネットカフェ，漫画喫茶，カラオケボックス等の事業者に対して青少年の深夜の立入制限の措置を要請する。

このほか、酒類・たばこの販売窓口における年齢確認の徹底を図るなど、酒類・たばこの 20 歳未満の者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

(2) 重点課題2 薬物乱用対策の推進

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成 30 年 8 月 3 日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、学校における薬物乱用防止教育の充実のほか、家庭や地域社会、関係機関等が一体となり、薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、近年、青少年による大麻事犯の検挙人員が急増しており、青少年への広がり懸念されることから、青少年、保護者及び地域の指導者等に対して、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等の危険性や有害性に関する正しい知識の普及を積極的に推進する。

さらに、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努めるなど、再乱用防止対策の充実強化を図る。

(3) 重点課題3 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことのないよう、少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、警察、青少年センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動を展開し、飲酒・喫煙や深夜徘徊などの不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行う。

少年の被害も存在するストーカー事案については、被害者にも加害者にもならないよう、警察、教育機関等の関係機関が連携して、防犯教室等様々な機会を捉え、ストーカー行為等の被害の実態、具体的事例、予防・対応方法及び被害に遭った際の相談窓口等について積極的な広報啓発及び教育啓発を推進する。

さらに、万引きや自転車盗等が犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるため、学校における非行防止教室の開催などの取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

また、近年、中学生・高校生を含む少年が、遊興費欲しさに安易な考えから現金を受け取る役割の「受け子」等として、オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺に加担している現状に鑑み、

非行防止教室の開催などにとどまらず、少年を犯行に誘い込む手口等について積極的な情報発信や特殊詐欺で検挙した少年と不良交友関係にある少年への注意喚起に努めるなど、少年を特殊詐欺に加担させない取組を推進する。

(4) 重点課題4 再非行(犯罪)の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、平成28年12月7日に成立し、同月14日に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)や同法律による「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所、少年鑑別所(法務少年支援センター)等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の少年を、その成長に応じて包括的に支える体制づくりなどの取組を一層推進する。

地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。

特に、民間ボランティア団体、公共職業安定所、更生保護関係機関、矯正施設及び警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労・修学支援を一層推進する。

(5) 重点課題5 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

いじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている少年が、一人で悩み・苦しむことのないよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなどによる支援の活用を図るとともに、「24時間子供SOSダイヤル」、「子どもの人権110番」、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」、「ヤングテレホンコーナー」等の様々なSOSの受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図る。また、様々な大人が関わり子供を見守る体制を構築するため、学校と警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等においても、児童生徒が自分や友人の安全に関する不安や懸念があったら、ちゅうちょすることなく、周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なSOSの受け止めに係る相談窓口の校内における周知やPTA等との連携を進める。

このほか、学校非公式サイト、プロフサイト、SNS等における誹謗中傷の書き込み等「インターネット上のいじめ」も含め、いじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

さらに、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための取組を推進する。

6 留意事項

(1) 月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が国民に定着していくようにするため、国民全体に向けた意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。

(2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民等が一体となって非行防止等のための諸活動を円滑に実施できるよう、関係機関・団体等において、実施計画の策定などにより連絡調整を十分に行うとともに、同期間に実施される他の青少年の非行防止等に関連する月間等との連携に配慮する。

(1) 主唱

内閣府

(2) 参加

内閣府，警察庁，金融庁，消費者庁，復興庁，総務省，法務省，最高検察庁，外務省，財務省，国税庁，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省，防衛省，最高裁判所，都道府県，市区町村

(3) 協力（五十音順）

指定都市教育委員会協議会，全国更生保護法人連盟，全国高等学校PTA連合会，全国高等学校校長協会，全国市町村教育委員会連合会，全国児童自立支援施設協議会，全国社会福祉協議会，全国少年警察ボランティア協会，全国人権擁護委員連合会，全国青少年補導センター連絡協議会，全国町村教育長会，全国都市教育長協議会，全国都道府県教育長協議会，全国防犯協会連合会，全国保護司連盟，全国連合小学校長会，全日本中学校長会，中核市教育長会，日本BBS連盟，日本PTA全国協議会，日本勤労青少年団体協議会，日本更生保護協会，日本更生保護女性連盟，日本私立中学高等学校連合会，麻薬・覚せい剤乱用防止センター

(4) 協賛（五十音順）

アルコール健康医学協会，安心ネットづくり促進協議会，インターネット協会，インターネットコンテンツ審査監視機構，インターネットコンテンツセーフティ協会，映画倫理機構，衛星放送協会，草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会，子どもたちのインターネット利用について考える研究会，コンピュータエンターテインメント協会，コンピュータエンターテインメントレーティング機構，コンピュータソフトウェア倫理機構，出版倫理協議会，出版倫理懇話会，スポーツ七紙広告掲載基準委員会，ソーシャルメディア利用環境整備機構，成人番組倫理委員会，セーフティーインターネット協会，セルメディアネットワーク協会，全国卸売酒販組合中央会，全国携帯電話販売代理店協会，全国興行生活衛生同業組合連合会，全国小売酒販組合中央会，全国地ビール醸造者協議会，日本アミューズメント産業協会，全日本広告連盟，知的財産振興協会，テレコムサービス協会，電気通信事業者協会，電子情報技術産業協会，東京公認心理師協会，日本アダプタイザーズ協会，日本インターネットプロバイダー協会，日本映像ソフト協会，日本映像ソフト制作・販売倫理機構，日本カラオケボックス協会連合会，日本ケーブルテレビ連盟，日本広告業協会，日本広告審査機構，日本コンテンツ審査センター，日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合，日本雑誌協会，日本雑誌広告協会，日本酒造組合中央会，日本蒸留酒酒造組合，日本新聞協会，日本精神衛生学会，日本電話相談学会，日本複合カフェ協会，日本フランチャイズチェーン協会，日本放送協会，日本民間放送連盟，日本ユニセフ協会，日本洋酒酒造組合，日本洋酒輸入協会，日本臨床心理士会，日本公認心理師協会，日本レコード協会，日本ワイナリー協会，ニューメディア開発協会，ビール酒造組合，マスコミ倫理懇談会全国協議会